

厚岸町規則第26号

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則の一部を改正する規則

厚岸町障害児通所支援利用者負担軽減措置対策費交付規則（平成18年厚岸町規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4項」を「同条第4項」に、「放課後児童デイサービス」を「放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。